

令和2年11月

## 第37回 令和2年度沖縄県青少年赤十字大会開催

去る10月30日（金）に浦添市社会福祉センターにおいて今年度の県青少年赤十字大会が開催されました。

今年は、新型コロナウイルス感染のリスクを避けるために、受付での検温、手指消毒を実施のうえ、例年よりも半数に参加者を減らし、三密を避けての開催となりました。



大会会場の様子



県赤十字有功会からの記念品贈呈

大会では青少年赤十字活動に取り組んでいる個人及び、学校の表彰が行われ、今年度は、個人23名、学校6校が受賞いたしました。

また、沖縄県赤十字有功会から青少年赤十字への育成助成として、記念品（救急セット）が贈呈されました。

## あなたの思いを赤十字に

ご自身や故人の意思を  
広く社会に役立てるために

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」という尊いお申し出が増えています。

相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付をしたいという思いは共通しています。

日本赤十字社は、このような尊いご意思に応えるために遺言によるご寄付（遺贈）、相続財産のご寄付を承っております。

「遺贈」 遺言による寄付

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人（受遺者）として日本赤十字社を指定いただくことで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

※日本赤十字社に遺贈した財産は、相続税の課税対象にはなりません。

### 遺贈の流れ

生前	ご逝去後		
1	遺言内容の決定 遺言執行者の決定	遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する遺言執行者をお決めください。	
	2	遺言書の作成	「専門家」にご相談のうえ、法的に有効な遺言書をご作成ください。
3	遺言執行者へ ご逝去の連絡	ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。	
	4	遺言書の開示	遺言執行者から日本赤十字社沖縄県支部に連絡が届き、遺言の内容を日本赤十字社沖縄県支部が確認させていただきます。
	5	遺言執行と 財産の引渡し	遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、指定の財産を日本赤十字社沖縄県支部に寄付します。
	6	受領証の発行	日本赤十字社沖縄県支部から遺言執行者あてに受領証を発行します。お寄せいただいた財産は国内外の人道支援活動のために大切に使用させていただきます。